

# フランスにおける仮差押え（一）

堤 龍 弥

- 一 はじめに
- 二 改正の経緯（付録―改正法（一九九一年法・一九九二年デクレ）の抄訳）（以上、本号）
- 三 旧法下での取扱いの概要
- 四 フランス新仮差押え手続の概要
- 五 おわりに

## 一 はじめに

本稿は、最近、改正されたばかりのフランスにおける新しい仮差押えの手続ないし制度の概観を主たる目的とする。フランスの仮差押えについては、すでに、わが国においても、優れた研究がいくつか存在するが、<sup>(1)</sup>いずれも一九五五年一月二日法律一四七五号により創設された旧民事訴訟法四八条―五七条（「旧 ancien」という文字がついていたものの、一九九一年七月九日法律六五〇号により廃止されるまで、現行法として適用されていた規定。以下、旧法と略する）<sup>(2)</sup>下におけるその手続を対象とするものであり、しかもその具体的な手続内容に立

ち入った全体的・総合的な研究としては、いまだ必ずしも十分ではなかったように思われる。もちろん、本稿のようなものが、単なる新法の解説に止まらず、それら先達の研究を踏まえての、本格的なフランス仮差押法研究となりうるためには、なお広い研究と深い思索が必要であることは、筆者自らの認めるところではあるが、本稿が少なくともその足掛かりになればと願っている<sup>(3)</sup>。以下では、まず、この度の改正の経緯について簡単に触れたあと(二)、改正法の元となり、なお今後のその解釈運用にも重要な影響を及ぼすであろうと推察される旧法下の取扱いを概観したのち(三)、本稿の主たる目的であるフランス新仮差押え手続の概要を紹介することとする(四)。

(1) ①江藤价泰「フランスにおける仮差押制度の一端」中村古稀・民事訴訟の法理五二三頁(一九六五年)、『フランス民事訴訟法研究』二二七頁)、②三ヶ月章「仮差押えの効力」吉川還暦・保全処分の体系(下)四七七頁(一九六六年)、『民事訴訟法研究第六巻』一〇二頁)、③野村秀敏「保全訴訟と本案訴訟」一〇五頁(一九八一年)など。

(2) この法文の邦訳については、フランス民事訴訟法典翻訳委員会「フランス民事訴訟法典の翻訳(15・完)」法協九〇巻一―号八四頁(一九七三年)参照。

(3) 本稿は、別稿「フランスにおける民事保全」(中野貞一郎・原井龍一郎・鈴木正裕編『民事保全講座・第一巻(基本理論と法比較)』所収)ならびに「フランスにおける仮処分」神戸学院法学二二巻三・四号一頁(一九九二年)とともに、筆者のフランス民事保全法研究に関する準備的作業のとりあえずは最後となるものである。とくに、前者とは一部重複する部分もあろうかと思われるが、可能な限りそこの記述内容を前提に、本稿での論述を進めてゆきたいと考えている。なお、別稿でもお断りしたように、外国の法制度をわが国の類似のそれに当てはめて紹介しないし論述することは、その因って立つ基盤が異なる以上極めて困難であり、正確さを欠く、結果的に誤った記述に陥る危険なしとしないが、他面で、読者の便宜ないし理解し易さということを考慮すれば、ある程度の類型的体系化もやむ

を得ないものと考え次第である。それゆえ、本稿も、その記述方針としては、主としてわが国での民事保全としての仮差押えという観点から、フランスの類似手続ないし制度を紹介し、記述するものである。

## 二 改正の経緯（付録—改正法（一九九一年法・一九九二年デクレ）の抄訳）

(1) わが国の仮差押えに相当すると思われる手続（保全措置 *mesures conservatoires*）に関するこの度の改正は、その改正法である一九九一年七月九日法律六五〇号（以下、新法と略する）およびその施行規則を定めた一九九二年七月三十一日デクレ七五五号（以下、デクレと略する）が、いずれも「民事執行手続を改正する *portant réforme des procédures civiles d'exécution*」という断り書きをつけているように、広義の民事執行手続の改正の一環としていわば付随的に行われたものであり、それにより新たに設けられた強制執行手続に対応する形で、その対象となる財産を中心に現在の態様に合うように従来の制度を整理・改善したものということができよう。<sup>(4)</sup>

法務大臣によれば、この度の立法は、主として「それが決して権利の濫用にならないように気をつけながら、執行名義の実効性を強化すること、およびとくに人と財産の移動性の増大に象徴される現代社会の進展を考慮に入  
れながら、執行手続を簡素化する」という二つの懸案に答えたものである。<sup>(5)</sup>

(2) 一九八三年、フランス政府は、当時（モロア *PIERRE MAUROU* 内閣の）法務大臣であった *ROBERT BADINTER* 氏の肝入りで、執行方法 *voies d'exécution* の改正に着手することを決定し、そのために任命された司法官（裁判官・検察官など）、司法補助職（弁護士・代訴士・執行吏・公証人・競売吏）および大学教授よりなる委員会が創設されることとなった。その任務は、第一段階では、強制執行の指導原則を見つけ出し、もっぱら動産差押えの改正のために提案される法文を作り上げることであり、不動産差押えの改正は、第二段階のために留保

されたのである。<sup>(6)</sup>

おそらくは各方面に多大な影響を及ぼすこととなる民事執行手続の改正作業は、債権者、債務者および裁判所をはじめとする様々な利害をそれぞれ適切に位置づけ調整しなければならず、また現実の様々な方面からの要望をも考慮して難航を極めたが、ようやくにして、その改正草案が起草され、関係する専門家に送付されたようである。その後、(草案とほぼ同一の)八九条からなる法案が、一九八九年七月五日の(大統領主宰の)閣議で承認された後、同九日、当時の法務大臣 PIERRE ARPAILLANGE 氏により国民議会(下院)執行部に提出されたのである(法案八八八号)。しかしながら、それは、一九八九年二月三十一日法律一〇一〇号となる予定の個人の過剰債務 *surenndement des particuliers* に関する法案との関係で、国民議会の議事日程に上程されるまでかなりの期間待たされることとなった。すなわち、まったく同じ目的を追求するものではないが、しかしながら無視することのできない共通点を持っているこれらすべての法文の調整にかなり余分な作業がもたらされることとなったためである。<sup>(8)</sup> 議員総会の前に、この法案八八八号は、厳しく徹底的な審議の対象となり、以下に述べるように、かなりの修正がなされたようである。<sup>(9)</sup> 一九九〇年四月三日と四日、NICOLE CATALA 夫人による報告一二〇二号に基づいて国民議会の第一読会に提出されたそれは、続いて、一九九〇年五月一日と二六日、JACQUES THYRAUD 氏による報告二七一号に基づいてそれが討議される元老院(上院)に送付された。第一読会におけるこのような審議の結果、それら二つの議院間にかなり重大な相違が生じたが、国会の秋会期は、この種の審議のためには使うことができず、また新たな付与差押え *saisie-attribution* の手続に対する実務家のためらいや執行吏に認められる広範な権限を前にした弁護士の疑義などを考慮して、その審議が再開されるまで一年待たなければならなかった。ようやくにして第二読会において、国民議会では、一九九一年四月九日と二五日、CATALA

夫人による報告一五五七号に基づいて、また元老院では、一九九一年五月二四日、THIRAUD 氏による報告三一四号に基づいて、それぞれ議論が行われることとなったが、なおいくつかのかなり重大な相違が残存していた。それゆえ、この法案は、一九九一年六月一〇日、国民議会で（CATALA 夫人による報告二〇九一号）、そして一九九一年六月二四日、元老院で（THIRAUD 氏による報告三六六号）、最終的に同一の形で採決されるために、元老院の求めに応じて、両院合同委員会に付託されることとなった。そして、このような経過を経て、《民事執行手続を改正する》一九九一年七月九日法律六五〇号が公布されたのである（一九九一年七月一四日付官報九二二八頁）。九九条からなるこの法文は、当初、その九七条により一九九二年八月一日に施行されることになってしたが、すぐ後に述べるその施行デクレの遅れから、それを修正した一九九二年七月一三日法律六四四号三条により、一九九三年一月一日にその施行日が延期された経緯がある。<sup>(10)</sup>

(3) これらの法文は、専ら国会の管轄に属する事項のみを対象とするものであったため、先にも触れたようにその施行規則を定めるためのデクレが不可欠であった。すなわち、《民事執行手続を改正する一九九一年七月九日法律六五〇号施行のための民事執行手続に関する新規則を制定する》一九九二年七月三一日デクレ七五五号がそれである（一九九二年八月五日付官報一〇五三〇頁）。この少しばかり長いタイトルは、説明を必要とするであろう。このデクレは、なるほど一九九一年法律の施行デクレとして現れたものである。しかし、往々にして考えられているのは異なり、それは、憲法三七条のデクレ、換言すれば憲法三四条により規則制定権を委ねられた領域において必ずしもその根拠を法律に見いだす必要のない独自の法規を定めることをこの領域に認める、自律的なデクレでもある。確かに所有権の一般原則がしばしば問題となる執行方法のそのような事項においては、法律がその基本的な支えとなるのが通常である。しかし、このような条件の下に、法律に何ら由来しない規定が

まさにこのデクレ中に見いだされる。そして、それが、そもそも一九九二年デクレに先行する根拠法令の中で、憲法三七条二項が有利な立場を占めるゆえんである。このデクレは三〇六条からなる（なお、草案 *avant-projet* の段階では三一〇条、法案 *projet* の段階では三三四条であった）。その全般的な構成は、法律のそれを真似ており、すべての執行措置をその規制対象とする一般規定とそれらの各措置に固有の特別規定からなりたっている。

(4) 先に述べたように、当初、委員会に託された作業計画に従って、一九九三年一月一日に施行された法文の適用領域は、強制執行の指導原則、動産に関する強制執行措置 *mesures d'exécution forcée* ならびに本稿が対象とする動産および不動産に対する保全措置 *mesures conservatoires*（前者は、保全差押え *saisies conservatoires*、後者は、裁判上の担保 *sûretés judiciaires*）に止まる（その他、アストラント *astreintes* の改正および退去ないし収去 *expulsions* に関するいくつかの規定が置かれている）。従って、今のところは、不動産差押えに関する規定については何ら改正されないままであり、改正の第二部が完了するのを期待しながら、それは引き続き一八〇六年の民事訴訟法典の規定によって規律されることになっている。<sup>11</sup>

(4) 詳しくは第四章で扱うが、基本的には旧法下での取扱いを維持しているといえよう。主な改正点としては、その管轄権限を新設の執行裁判官に集中した点（新法六九条、デクレ二二一条）、債権に対する保全差押えに関する明文規定を置いた点（新法七五条、デクレ二三四条以下）、移行手続を開始すべき期間（本案訴訟の提訴期間）を従来のような裁判官の裁量から、デクレにより「保全措置の執行に続く一ヶ月内」とした点（新法七〇条、デクレ二二五条）、そして手形・小切手など一定の権利証書に、裁判官の許可に代わる保全名義としての資格を認めた点（新法六八条、デクレ二二〇条二項）などが挙げられよう。

(5) M. BOTTLE-COUSSAU, *La réforme des procédures civiles d'exécution*, *Gaz. Parl.* 8-9 mai 1992, p. 5 参

照。民事執行手続の改正に関する法案提出の背景説明書にも、旧法がいかに「時代遅れの役立たずな *obsolète et inefficace*」ものであるかを非難するくだりがある (J. VINCENT et J. PRÉVAULT, *Voies d'exécution et procédures de distribution*, 17<sup>e</sup> éd., p. 5, n° 12, 1993)。

なお、参考までに、この改正委員会の委員長を務められたペロ教授は、民事執行手続の改正を促した要因として、財産の多様化と資産の不透明化に集約される経済的要因とともに、後述の倒産立法の改正に象徴されるような消費社会における人間行動の変化と私生活の尊重に代表される社会的価値観の変化という社会的要因および裁判所の負担軽減の要請と、司法的要因を挙げている (R. PERROT, *Juris-Classeur pr. civ.*, t. IX, v° "Présentation generale de la réforme", Fasc. 2010, 1993 (以下①とする) n° 9 (以下参照))。とくに、最後の司法的要因との関係で本稿の関心である保全措置については、新法六八条に列挙されるいくつかの場合においては、裁判官の事前の許可 (申請に基づく命令) が不要となったことが挙げられよう。また、ペロ教授自身が、インタビューに答える形で、この度の改正の意図につき述べたものとして、R. PERROT, *La réforme des procédures civiles d'exécution, Les Petites affiches*, 6 janv. 1993 (以下②とする) p. 6 et s. を参考とする。

(9) 以下の記述は、主として R. PERROT, *op. cit.* ①, n° 3-6; J. VINCENT et J. PRÉVAULT, *op. cit.*, n° 12; P. DELEBECQUE, *Juris-Classeurs. Formulaire analytique de procédure, Partie méthodique, "Réforme des procédures civiles d'exécution"*, Fasc. 1, n° 17, 1992; E. BLANC, *Les nouvelles procédures d'exécution*, p. 5 et s., 1993; E. du RUSQUEC, *Juris-Classeur pr. civ.*, t. IX, v° "Mesures conservatoires", Fasc. 2420, n° 1 et s., 1993; D. 1991, L. p. 317 に于ける。なお、フランス執行手続の概要については、山本和彦「フランス司法見聞録」(21)(22)「判例時報一四六三号二五頁・一四六五号三八頁(一九九三年)」同「フランス新民事執行手続法について」(以下「ジュリスト一〇四〇号六九頁・一〇四一号六一頁(一九九四年)」町村泰貴「紹介 La réforme des procédures civiles d'exécution, revue trimestrielle de droit civil, numéro spécial hors série, Sirey, 1993」民事訴訟雑誌四〇号

二六二頁（一九九四年）参照。

(7) これについては、西澤宗英「フランスの消費者倒産立法について」杏林社会科学研究九巻一号一頁（一九九二年）参照。

(8) これら二つの手続（すなわち、民事執行手続と消費者倒産手続）の競合ないし交錯関係の処理（わが国でいえば、執行障害や民事執行の相対的失効の問題）については、R. Perrot, *op. cit.* ②, p. 10; M.-H. MONSERIE et C. SAINT-ALARY-HOUIN, *Procédures civiles d'exécution et surendettement des particuliers et des familles, Les Petites affiches*, 6 janv. 1993, p. 29 et s. 参照。

(9) わが国の民事執行法案の国会審議がそうであったと同様に、その多くは、理論的というよりも多分に政治的な意味合いを持ったものであったようである。国会での議論の中心は、個人の自由の擁護、とりわけその門戸を開くことを拒む債務者に直面する執行吏の権限に関するものであった（P. DELBECQUE, *loc. cit.* 参照）。

(10) なお、本稿との関係では、同じく同法一条により、一九九一年法の一八条一項の「保全措置 *mesures conservatoires*」という表現が「保全差押え *saisies conservatoires*」に訂正されたことを指摘しておく。

(11) なお、R. Perrot, *op. cit.* ①, n. 7 によれば、着手された改正が最後までなし遂げられたときは、すべての法文が法典化の対象となろうが、それらの法文は、当初予定されていた（すなわち、新民事訴訟法典の第五卷〔執行方法 *Les voies d'exécution*〕がそれに当てられる予定であり〔このように考えているのは、E. BLANC, *op. cit.*, p. 9 et 129 および G. TAORMINA, *Le nouveau droit des procédures d'exécution et de distribution*, p. 1, 1993〕）それゆえに、フランスの現行民事訴訟法はその全面的改正後すでに一八年以上も経過しているにもかかわらず、未だに「*le nouveau*」という言葉が冠せられ続けてきたのである（のとは異なり、最終的に完成される新民事訴訟法典には挿入されないのである）とされ、その名称は未だ決まっていないが、おそらくは民事執行法典 *Code des procédures civiles d'exécution* と呼ばれることになる（P. DELBECQUE, *op. cit.*, n. 20 及び *Code de l'exécution* n. 2）



別の法典中にその地位を占めることになるであろうと予測されている。そして、その理由として、法律とデクレを合  
わせたその条文数の多さと体系化の難しさという実際の理由に加えて、つぎのような理論的理由を述べているのが参  
考となる。すなわち、執行は、命令権（統治権）*imperium* に属するものであり、訴訟裁判権 *judicatio* に関するも  
のではない。確かに、執行が裁判官により解決されるべき争訟事件の原因となりうること、さらには、そもそもその  
許可が裁判官に対して申し立てられなければならないこと、は否定されない。しかし、裁判官の関与は、必然的なも  
のではないと考えるべきである。おそらくは、訴訟法典の法規は排除されないのであろう。それどころか逆に、一九九  
二年デクレ一条は、それを一般原則の編で援用させてはいる。しかし、往々にして異なった着想に属する法規（訴訟  
法と執行法）を一つと同じ法典内に共存させることは当を得たものとは思われない、というのである。

〔付録〕①民事執行手続を改正する「一九九一年七月九日法律第六五〇号」の抄訳

〔第四章・保全措置に関する特別規定〕

（第一節・共通規定）

六七条「その債権が大筋において *en son principe* 理由があると思われる場合には、すべて債権者は、その取立て  
を危うくするおそれのある事情を立証して *justifier*、事前の支払催告 *commandement* なしに、その債務者の財産上に  
保全措置を行うための許可を裁判官に願い出ることができる。この保全措置は、保全差押えまたは裁判上の担保の形式  
をとる。」

六八条「裁判官による事前許可は、債権者が執行名義（わが国の債務名義に相当—新法三条参照—筆者注）または未だ  
執行力を有しない裁判書を利用するときは、必要でない。引き受けられた為替手形、約束手形、小切手または書面による  
不動産の貸借契約から生じた未払いのままの賃料、の各支払いがない場合も同様である。」

六九条「その許可は、執行裁判官により与えられる。しかしながら、それが、商事裁判所の管轄に属する債権の保全を目的とし、かつすべての訴訟に先立って申し立てられる場合には、商事裁判所長によってもまた付与されることができ<sup>2</sup>。その違反は、無効になるものとして、裁判官は、許可した措置の目的物を明示する。<sup>3</sup>保全措置を許可するに際して、裁判官は、对審的弁論によるその裁判またはその執行態様の再審理を決定することができる。」

七〇条「その違反は）保全措置の失効をもたらすものとして、債権者は、執行名義を有していない場合には、コンピュータのデクレにより定められる要件および期間内に、それを取得することのできる手続を開始しまたは訴えを提起しなければならぬ。」

七一条「債務者に対する保全措置の執行の通知は、この措置の原因たる債権の時効を中断する。」

七二条「事前許可が要求されなるときでも、裁判官は、いつ何時でも、債務者により与えられる情報を検討したうえで、債権者を審尋しまたは呼び出して、六七条に規定されている要件が具備されていないと思われる場合には、保全措置を取り消すことができる。<sup>2</sup>債務者の申立てにより、裁判官は、債権者を審尋しまたは呼び出して、当初採られた保全措置に代えて、当事者の利益を保護するに適した他のすべての措置を命じることができる。<sup>3</sup>差押え（命令）において要請された、その措置に対応する撤回不能の銀行保証 *caution bancaire* の設定は、七〇条の規定を留保して、保全措置 *measure de surete* の解除をもたらす。」

七三条「保全措置により生じた費用は、その手続後に裁判官による反対の裁判がある場合は別として、債務者の負担となる。<sup>2</sup>その取消しが裁判官により命じられたときは、債権者は、保全措置により生じた損害の賠償を命じられることができる。」

#### （第二節・保全差押え）

七四条「保全差押えは、債務者に属するすべての有体または無体動産を対象とすることができる。それは、それらの財産を処分不可能 *indisponible* とす<sup>2</sup>。」

七五条「この差押えが金額を目的とする債権を対象とするときは、その差押証書（の送達）は、裁判官により許可された額を限度として、またはこの許可が必要でないときは、その差押えが実施される額（すなわち、許可を免除する保金名義に記載されている額―筆者注）を限度として、その債権を処分不能とする。この差押えは、当然に処分不能な金額の供託をもたらし、民法二〇七五条の一に規定されている効果（特別充当および動産質の先取権―筆者注）を生じさせる。<sup>2</sup>前項の規定を留保して、財産は、複数の保全差押えの目的となることができる。<sup>3</sup>四七条の規定（債務者が銀行等）に持つ預金口座に対してなされた差押えの効力に関する規定―筆者注）は、法律により当座預金勘定を持つ権限を与えられた施設において行われる保全差押えの場合に準用される。」

七六条「確定かつ履行期の到来した債権を公証する執行名義を取得しまたは所持する債権者は、その債権額を限度として処分不能となっている財産の売却を実施してもらうことができる。<sup>2</sup>保全差押えがある債権上になされる場合、執行名義を有する債権者は、その支払いを申し立てることができる。この申立ては、（債務者が）支払いを命じられた額および被差押第三者が承認しまたは（第三）債務者として宣告された金額を限度として、被差押債権の直接付与 attribution immédiate をもたらす。」

（第三節・裁判上の担保）

七七条「裁判上の担保は、保全の目的で、a titre conservatoire、不動産、営業財産、株式、会社持分権および有価証券のうえに、設定されることができる。」

七八条「裁判上の担保は、コンセイユ・データのデクレにより規定される公示方法の実施日から、第三者に対抗することができる。<sup>2</sup>この公示は、同じデクレにより定められる期間内に、それが終局的な公示により追認されなかった場合には、効力を生じない。」

七九条「裁判上の担保が設定されている財産も、従来どおり譲渡することができる alienable。その代金は、コンセイユ・データのデクレにより定められる要件に従って、支払われかつ分配される。<sup>2</sup>しかしながら、資格を有する仲立人に

より管理運営される口座に登録されている有価証券の売却の場合には、その代金は、その場合に売却された有価証券に代位する他の有価証券を取得するために利用されることが出来る。」

②民事執行手続を改正する一九九一年七月九日法律第六五〇号施行のための民事執行手続に関する新規則を制定する

『一九九二年七月三一日デクレ第七五五号』の抄訳

〔第一〇編・保全措置および裁判上の担保〕

〔第一章・共通規定〕

〔第一節・有効要件〕

二一〇条「すべて債権者は、その主張する債権が大筋において理由があると思われる場合で、かつ状況がその取立てを危うくする恐れがある場合には、申請により、保全措置を実施するための許可を裁判官に申し立てることが出来る。<sup>2</sup>

一九九一年七月九日法律六八条に規定されている場合を除いて、裁判官による事前許可が必要である。」

二二一条「保全措置を許可する管轄裁判官は、債務者の住所地の執行裁判官である。<sup>3</sup>しかしながら、その措置が商事裁判所の管轄に属する債権の保全を目的とするものであるときは、それは、すべての訴訟に先立って、同じ地の商事裁判所長により許可されることが出来る。<sup>3</sup>これに反する条項はすべて、効力のないものとみなされる。(この場合)付託を受けた裁判官は、職権でその無管轄を援用しなければならない。」

二二二条「(その違反は)命令が無効になるものとして、裁判官は、その担保として保全措置が許可される金額を決定し、かつその措置の対象となる財産の種類を明示する。」

二二三条「裁判官が、その裁判またはその執行態様を対審的弁論に基づいて再審理する権限を留保する場合は、彼は、その口頭弁論期日を定める。ただし、債務者がより早い日時にそれを彼に付託する権利を妨げない。<sup>4</sup>債務者は、債権者

によって、必要な場合には、その差押えを通知する証書により、呼び出される。」

二一四条「裁判官の許可は、命令から三ヶ月の期間内に保全措置が執行されなかった場合には、失効する。」

二一五条「保全措置が執行名義に基づいて実施された場合でないときは、債権者は、その措置の執行に続く一ヶ月内に、失効の制裁のもとに、訴訟を提起しまたは執行名義の取得に必要な手続を行わなければならない。<sup>2</sup>しかしながら、前項で与えられた期間内に提起された支払命令の申立て *requête en injonction de payer*（わが国の督促手続に相当するフランス新民訴訟法一四〇五条以下参照—筆者注）が却下 *rejet* された場合には、本案の裁判官は、なお却下命令に続く一ヶ月内に有効に付託されることができる。」

二一六条「この措置が第三者のもとで実施される場合は、債権者は、この第三者に対して、二一五条により必要とされる訴訟等の提起を証明する文書の写しを、その訴訟等の提起の日から八日の期間内に、送達する。」

（第二節・異議）

二一七条「二一〇条―二一六条に規定されている要件が具備されないときは、その措置の取消しが、いつ何時でも、一九九一年七月九日法律六八条が、この措置が裁判官の許可なしに行われることを認めている場合であっても、命じられることができる。<sup>2</sup>その必要要件が具備されていることを証明するのは債権者の責任である。」

二一八条「取消しの申立ては、その措置を許可した裁判官に対してなされる。この措置が裁判官による事前許可なしに行われた場合には、その申立ては、債務者の住所地の執行裁判官に対してなされる。なお、その措置が商事裁判所の管轄に属する債権に基づく場合には、その取消しの申立ては、すべての訴訟に先立って、同じ地の商事裁判所長に対してなされることができる。」

二一九条「その他の異議、とくにこの措置の執行に関するそれは、被差押財産の所在地の執行裁判官に対してなされる。」

（第二章・保全差押え）

二二〇条「場合により、裁判官の許可（書）または法律が保全措置を認める基礎となる名義の提示に基づいて、差押え

が、債務者に属する有体または無体動産に対して、たとえそれらが第三者により占有されている場合であっても、またはそれらが先行する保全差押えの対象となっている場合であっても、実施されることができない。」

〔第一節・有体動産に対する保全差押え〕

〈第一小節・差押えの実施〉

二二二条「財産が先行する差押えの対象となっている場合にはそれを明らかにしかつその調書を提供する義務のあることを債務者に改めて伝えた後、法廷執行吏は、差押証書を作成する。この証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①差押えが実施される基礎となる裁判官の許可（書）または名義の記載。これらの文書はこの証書に添付される。しかしながら、それが、公証人作成の債務または国家、地方公共団体もしくはそれらの公施設の債権に関するものであるときは、その名義の日付、種類およびその債務額のみが記載される。②被差押財産の詳細な表示。③債務者が立ち会っているときは、同じ財産上の先行する差押えについての彼の申述。④被差押財産が処分不可能であること、それが債務者の管理下に置かれること、それらが、九一条二項（「正当事由がある場合の例外規定―筆者注」）に規定されている場合を除いては、刑法四〇六条に規定されている刑罰の制裁のもとに、譲渡されることも、移動させることもできないこと、そして債務者は同じ財産上に新たな差押えを履行しようとするすべての債権者に対し既に存在する差押えを知らせる義務を負っていること、の明白な記載。⑤差押えの有効要件が具備されていない場合には、その住所地の執行裁判官による取消しを申し立てうる債務者の権利の、明白な記載。⑥その他の異議、とくに差押えの執行に関するそれがなされるべき裁判機関の表示。⑦必要な場合には、差押えの実施に立ち会った者の氏名および職業の表示。これらの者はその原本および写しに署名しなければならず、拒絶の場合には、証書中にその旨が記載される。⑧刑法四〇六条に定められた制裁の表示を伴った、同法四〇〇条三項の転載、および本法二二〇条、二一九条のそれ。⑨九〇条の規定（法廷執行吏による被差押財産の写真撮影に関する規定―筆者注）が準用されることができ。」

二二二条「債務者が差押えの実施に立ち会っている場合には、法廷執行吏は、二二一条（二項）四号および五号の記

載内容を口頭で彼に改めて伝える。その原本と同じ署名がなされた証書の写しが直ちに債務者に交付される。この交付は、送達と同一の効力を有する。<sup>1</sup>債務者が差押えの実施に立ち会わなかったときは、証書の写しが債務者に送達される。この場合、先行する差押えの存在に関するすべての情報を法廷執行吏に知らせ、かつ彼にその調書を提供するための、八日の期間が債務者に与えられる。」

一二三条「九二条および九七条の規定〔無資産調書ならびに被差押財産の債務者保管および管理人の選任等に関する規定―筆者注〕は、有体動産の保全差押えに準用される。」

一二四条「保全差押えが第三者のもとで実施される場合には、手続は、準用されない九九条一項および一〇三条に関する場合を除いて、九九条―一〇六条〔第三者のもとでなされる差押えの実施に関する規定―筆者注〕に定められているのと同様の方法で行われる。<sup>2</sup>差押証書は、八日の期間内に債務者に送達される。それには、さらに、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①場合により、差押えが実施される基礎となる裁判官の許可(書)または名義の写し。②差押えの有効要件が具備されていない場合には、その住所地の執行裁判官にその無効を申し立てうる債務者の権利の、明白な記載。③二一〇条―二一九条の転載。」

一二五条「差押えの執行に関する事件は、必要な限りにおいて、一二六条―一三三条の規定〔被差押財産および差押えの有効要件についての異議に関する規定―筆者注〕に従う。」

〈第二小節・競売差押え *saïsie-vente* への移行 *conversion*〉

一二六条「その債権の存在を公証する執行名義を取得する債権者は、無効の制裁のもとに、つぎの事項を含んだ移行証書を債務者に送達する。①保全差押調書への言及。②執行名義の挙示。③元本、費用および期限の到来した利息として、支払うべき金額の明細、および利率の表示。④八日の期間内にこの金額を支払うべき催告、さもなければ、被差押財産の競売が実行されるであろうこと。<sup>3</sup>この移行は、判決と同じ証書において通告されることができ、<sup>3</sup>差押えが第三者のもとで実施された場合には、移行証書の写しがこの第三者に通知される。」

二二七条「移行証書の日付から八日の期間が満了したときは、法廷執行吏は、被差押財産の審査手続を行う。欠けているまたは疵の付いた財産に関する証書が作成される。この証書において、転載される一〇七条―一〇九条（任意売却に関する規定―筆者注）に規定された要件で被差押財産を任意に売却するための一ヶ月の期間を債務者が有することを彼に知らせる。」

二二八条「財産がもはや差し押さえられた場所で捜し出せない場合は、法廷執行吏は、それらが存在する場所について八日の期間内に彼に情報を与えるよう、またそれらの財産が競売差押えの対象となった場合は、それを追行した法廷執行吏の、あるいは自己のためにそれを急がせた債権者の、名前および住所を彼に知らせるよう、債務者に命じる。返答のないときは、債権者は、執行裁判官に付託して、アストラントのもとにこれらの情報の提示を命じてもらうことができる。このことは、被差押財産の隠匿に対する刑事訴追を何ら妨げない。」

二二九条「定められた期間内に任意売却がないときは、被差押財産の強制競売が行われる。」

#### 〈第三小節・差押えの複数〉

二三〇条「一つまたは複数の先行する保全差押えによって処分不可能となっている財産上に保全差押えを行う法廷執行吏は、それらの請求が彼自身のものより先行する債権者の各々に、差押調査書の写しを送達する。」

二三一条「保全的に差し押さえられた財産が、その後、競売差押えの対象となる場合、法廷執行吏は、既に保全差押えを実施した債権者に対し、差押調査書を送達する。同様に、保全差押えから競売差押えへの移行証書も、この移行前に保全的に同じ財産を差し押さええた債権者に対して、送達されなければならない。」

二三二条「債務者が任意売却の申し出を行う場合、それを承諾する差押債権者は、その内容を、受取通知付き書留郵便により、保全的に同じ財産を差し押さええた債権者に対して、場合により、差押証書より先にあるいは移行証書より先に通知する。無効の制裁のもとに、この書状には、つぎの三項が明白に転載される。各債権者は、この書状を受領した日から一五日の期間内に、任意売却の申し出に対してその態度を明らかにし、その債権の種類および額を差押債権者に知ら



せなければならぬ。<sup>3</sup>与えられた期間内に返答がない場合は、その債権者は売却の申し出を承認したものとみなされる。<sup>4</sup>同じ期間内に、債権者がその債権の種類および額についてのいかなる情報も提供しない場合には、配当後のありうる資金に対しその権利を主張することを除いて、債権者は、任意売却により得た金銭の配当に参加する権利を失う。」

二三三条「その強制競売のために財産の運出しを行わせる差押債権者は、受取通知付き書留郵便により、同じ財産上に保全差押えを実施した債権者に対し、場合により、差押証書より先にまたは移行証書より先に、その旨を通知しなければならぬ。無効の制裁のもとに、この書状には、その売却を担当する司法補助吏の名前と住所が表示され、次項が明白に転載される。<sup>2</sup>各債権者は、この書状を受領した日から一五日の期間内に、その売却を担当する司法補助吏に、運出日におけるその債権の種類および額を知らせなければならぬ。与えられた期間内に返答がない場合は、配当後のありうる資金に対しその権利を主張することを除いて、債権者は、強制競売により得た金銭の配当に参加する権利を失う。」

(第二節・債権の保全差押え)

〈第一小節・差押えの実施〉

二三四条「債権者は、第三(債務)者に送達された法廷執行吏証書により、差押えを実施する。<sup>2</sup>この証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①債務者の氏名および住所、または法人の場合には、その名称および所在地の挙示。②差押えが実施される基礎となる許可(書)または名義の表示。③差押えが実施される金額の明細。④第三(債務)者に対してなされる、彼が債務者に対して負っている限度における、請求金額の譲渡禁止。⑤一九九一年七月九日法律二九条三項(被差押債権の時効中断に関する規定—筆者注)および四四条(被差押第三者の、債務者に対する債務内容、先行する債権譲渡、差押え等の、債権者に対する申告義務に関する規定—筆者注)の転載。」

二三五条「すべての利害関係人は、被差押金額が、協議による一致がない場合には、申請に基づき執行裁判官により任命される係争物保管人のもとに供託されるべきことを申し立てることができる。<sup>2</sup>係争物保管人への現金の付託は、被差押第三者により支払われるべき利息の進行を停止する。」

二二六条「八日の期間内に、失効の制裁のもとに、保全差押えが、法廷執行吏証書により債務者に知らされる。<sup>2</sup>この証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①差押えが実施される基礎となった裁判官の許可(書)または名義の写し。しかしながら、それが、公証人作成の債務または国家、地方公共団体もしくはそれらの公施設の債権に関するものであるときは、その名義の日付、種類および債務額のみが記載される。②差押調書の写し。③差押えの有効要件が具備されていない場合には、その住所地の執行裁判官にその取消しを申し立てうる債務者の権利の、明白な記載。④その他の異議、とくに差押えの執行に関するそれがなされるべき裁判機関の表示。⑤二一〇条〜二一九条の転載。」

二二七条「被差押第三者は、一九九一年七月九日法律四四四条に規定されている情報を法廷執行吏に提供し、かつすべての証拠書類を彼に交付する義務を負う。<sup>2</sup>これらの情報は、差押証書に記載される。」

二二八条「正当な理由なく規定されている情報を提供しない被差押第三者は、債務者が敗訴した場合でかつ債務者に対する求償は別として、差押えが実施された金額を支払わねばならない危険に身をさらす。<sup>2</sup>彼はまた、過失による懈怠または不正確もしくは虚偽の申述の場合には、損害賠償を言い渡されることができ。」

二二九条「移行証書に先立ち異議がなければ、第三(債務)者の申述は、もっぱら差押えの必要から、正しいものとみなされる。」

〈第二小節・付与差押え saisie-attribution への移行〉

二四〇条「その債権の存在を公証する執行名義を有する債権者は、被差押第三者に対し、無効の制裁のもとに、つぎの事項を含む移行証書を送達する。①保全差押調書への言及。②執行名義の挙示。③元本、費用および期限の到来した利息として、執行名義により支払うべき金額の明細、および利率の表示。④第三(債務)者が承認しまたは債務者として宣告された金額を限度として、先に示された金額の支払い申立て。<sup>2</sup>この証書は、この限度内で、この申立てが、債権者の利益に被差押債権の直接付与をもたらすことを第三(債務)者に通知する。」

二四一条「移行証書の写しが、債務者に送達される。」

二四二条「この送達から数えて一五日間、債務者は、その住所地の執行裁判官に移行証書に対する異議を申し立てることができる。<sup>2</sup> 異議のない場合、第三(債務)者は、異議の不存在を確認する書記課の証明書の提示に基づいて、その支払いを行う。<sup>3</sup> この支払いは、債務者が移行証書に異議のない旨を申述した場合には、この期間の満了前においても、行われることができる。この申述は、書面により証明されなければならない。」

二四三条「必要な限度で、六二条、六三条、六四条、六七条および七〇条二項の規定(被差押第三者による支払い、異議および継続的執行における債権の付与差押えに関する一部規定―筆者注)が、保全差押えの移行に準用される。」

〈第三節・社員権および有価証券の保全差押え〉

〈第一小節・差押えの実施〉

二四四条「債権者は、場合により、一七八条―一八一条に規定されている者(発行会社、口座管理受託者またはその保有仲立人―筆者注)の一人に対する証書の送達により、差押えを実施する。<sup>2</sup> この証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①債務者の氏名および住所、または法人の場合には、その名称および所在地。②差押えが実施される基礎となる許可(書)または名義の表示。③差押えが実施される金額の明細。④差押えは、債務者がその名義人である持分または有価証券の全部に付随する金銭的権利を処分不可能とする、旨の表示。⑤ありうる質権または差押えの存在を知らせるべき催告。」

二四五条「八日の期間内に、失効の制裁のもとに、保全差押えが、法廷執行吏証書により債務者に知らされる。<sup>2</sup> この証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①差押えが実施される基礎となった裁判官の許可(書)または名義の写し。しかしながら、それが、公証人作成の債務または国家、地方公共団体もしくはそれらの公施設の債権に関するものであるときは、その名義の日付、種類および債務額のみが記載される。②差押調書の写し。③差押えの有効要件が具備されていない場合には、その住所地の執行裁判官にその取消しを申し立てうる債務者の権利の、明白な記載。④その他の異議、とくに差押えの執行に関するそれがなされるべき裁判機関の表示。⑤二一〇条―二一九条の転載。」

二四六条「一八四条の規定〔被差押財産の処分禁止および仮差押解放金に関する規定―筆者注〕が、準用される。」

〈第二小節・競売差押えへの移行〉

二四七条「その債権の存在を公証する執行名義を取得する債権者は、無効の制裁のもとに、つぎの事項を含んだ移行証書を債務者に送達する。①保全差押調書への言及。②執行名義の挙示。③元本、費用および期限の到来した利息として、支払うべき金額の明細、および利率の表示。④この金額を支払うべき催告、さもなくば、被差押財産の競売が実行されるであろうこと。⑤一八七条（公定相場または第二市場の相場への参入が認められている有価証券の売却に関する規定―筆者注）、あるいは社員権または公定相場もしくは第二市場の相場への参入が認められない有価証券の場合には、一〇七条―一〇九条、に規定された要件で、被差押有価証券の任意売却を行うための一ヶ月の期間を債務者が有する旨の、明白な表示。⑥差押えが上場されている有価証券に対してなされる場合は、強制競売の場合でかつその実行まで、その売却の基礎となるべき命令書が被差押第三者に知らされうる旨の表示。⑦一〇七条―一〇九条および一八七条の転載。」

二四八条「移行証書の写しが、被差押第三者に送達される。」

二四九条「この競売は、一八七条―一九三条〔社員権および有価証券の売却方式に関する規定―筆者注〕に定められた方式に従って、実施される。」

〔第三章・裁判上の担保〕

二五〇条「法律が保全措置の実施を認める基礎となる裁判官の許可（書）または名義の提示に基づいて、担保が、債務者に属する不動産、営業財産、会社持分権または有価証券上に設定されることができる。」

（第一節・仮の公示）

〈第一小節・方式〉

二五一条「〔抵当権の仮登記は、つぎの事項のみを含む申請書二通の抵当権保存所への寄託により行われる。①民法二一四八条三項（一号および二号）の規定に従って、債権者の表示、住所の選定および債務者の表示。②登記が申請される

基礎となる許可（書）または名義の表示。③債権の元本およびその付帯金の表示。④土地公示の改正に関する一九五五年一月四日デクレ二二七条一項および三項に従って、登記が申請される不動産の表示。<sup>2</sup>民法二四八条四項〜七項の規定が、準用される。」

二五二条「営業財産上の質権の仮登記は、つぎの事項を含む印紙不要の申請書二通の商事裁判所書記課への寄託により行われる。①債権者の表示、その財産所在地の商事裁判所の管轄区域内での債権者の住所の選定および債務者の表示。②登記が申請される基礎となる許可（書）または名義の表示。③債権の元本およびその付帯金の表示。」

二五三条「<sup>1</sup>会社持分権上の質権は、つぎの事項を含む証書の会社への送達により行われる。①債権者の表示および債務者の表示。②担保が申請される基礎となる許可（書）または名義の表示。③債権の元本およびその付帯金の表示。<sup>2</sup>さらに、登記された民事会社の場合には、質権証書は、商業登録簿および会社登録簿において公示される。<sup>3</sup>この質権は、その証書において別な風に規定されるのでない限り、持分権の全体に設定される。」

二五四条「<sup>1</sup>有価証券上の質権は、場合により、一七八条〜一八一条に規定されている者の一人に対する申述書の送達により行われる。<sup>2</sup>この申述書には、つぎの事項が含まれる。①債権者および債務者の表示。②担保が申請される基礎となる許可（書）または名義の表示。③債権の元本およびその付帯金の表示。<sup>3</sup>この質権は、その証書において別な風に規定されるのでない限り、有価証券の全体に設定される。」

〈第二小節・共通規定〉

二五五条「<sup>1</sup>失効の制裁のもとに、登記申請書の寄託または質権（証書もしくは申述書）の送達後遅くとも八日以内に、債務者は、法廷執行吏証書によりそれを通知される。<sup>2</sup>この証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①担保が設定される基礎となった裁判官の命令（書）または名義の写し。しかしながら、それが、公証人作成の債務または国家、地方公共団体もしくはそれらの公施設の債権に関するものであるときは、その名義の日付、種類および債務額のみが記載される。②債務者が、二二七条に定めるところに従って、その担保の取消しを申し立てることができる旨の、明白

な記載。③二二〇条〜二一九条および二五六条の転載。」

二五六条「債権者が既に執行名義の名義人であるときは、仮の公示の取消しは、二五五条に規定されている証書の送達後一ヶ月内は行われえない終局的な公示まで、申し立てることができる。」

二五七条「仮の公示は、三年間、担保を保持する。それは、同様の方式で、同様の期間、更新されることができる。」

二五八条「終局的な公示がなされる前に財産が売却される場合、裁判上の担保の名義人である債権者は、約定または法定担保の名義人と同様の権利を有する。しかしながら、代金の配当において彼に帰属する取り分は、供託される。この取り分は、彼が定められた期間内に終局的な公示の完了を証明した場合は、彼に返還される。それがない場合は、その取り分はそれを受領する順序に従って債権者にまたは債務者に返還される。」

二五九条「担保を設定された財産の価格が明らかに被担保債権額を越えるときは、債務者は、担保を設定されたままの財産が被担保債権額の二倍の価格であることを証明して、仮の担保の効力を裁判官により制限してもらうことができる。」

(第二節・終局的な公示)

二六〇条「仮の公示は、終局的な公示により追認されなければならない。この公示は、終局的な公示によって保持される金額の限度において、当初の手續の日にその担保の順位を付与する。」

二六一條「終局的な公示は、抵当権については民法二四八条に従って、また営業財産上の質権については営業財産の売買および質権に関する一九〇九年三月一七日法律二四二条に従って、行われる。一つの登記に対しては、単一の手数料または報酬の支払義務のみが生じる。」

二六二条「会社持分権および有価証券上の質権の終局的な公示は、仮の公示と同様の方式で行われる。この手續を完了した後、債権者は、必要があれば、質権の承認を申し立てることができる。」

二六三条「終局的な公示は、場合により、つきに記載される日から進行する二ヶ月の期間内に行われなければならない。①債権者の権利を公証する名義が確定力 *force de chose jugée* を生じた日から。②手續が執行名義を利用してな

れた場合は、二五六条で予定された一ヶ月の期間満了の日から、または取消しの申立てがなされた場合は、この異議を下する裁判の日から。しかしながら、その名義が仮の執行力のみを有する場合には、その期間は、①に定めるところに従って進行する。③名義の執行可能性が執行命令 *exequatur* 手続に依存している場合は、それを付与する裁判が確定力を生じた日から。<sup>2</sup>債権者は、右に規定された要件が具備されていることを証明するすべての文書を提出する。」

二六四条「財産の売却後、その代金が配当のために合法的に供託された場合は、終局的な公示に代えて、二六三条に規定する二ヶ月の期間内に、債権者の名義が、その代金配当を担当する者に送達される。」

二六五条「<sup>1</sup>期間内に追認がなければ、仮の公示は失効し、その抹消が執行裁判官に申し立てられることができる。

<sup>2</sup>債権者により開始された訴訟の消滅の場合、またはその申立てが排斥される場合は、その抹消は、本案の受訴裁判官に申し立てられる。それがない場合は、それは執行裁判官により命じられる。<sup>3</sup>抹消は、確定力を生じた裁判書の提出に基づいて行われる。<sup>4</sup>その費用は、債権者により負担される。<sup>5</sup>仮の担保の名義人である債権者の取り分が供託された場合は、それは、場合により、それを受領する順序に従って債権者にまたは債務者に返還される。」

〔第11編・金庫内に置かれた財産の差押え〕

〔第二章・保全差押え〕

二七八条「金庫内に置かれた財産の保全差押えは、二一〇条、二一九条、二六六条および二六七条の規定（金庫内に置かれた財産の差押えの方式および金庫への接近禁止、同上への封印に関する規定―筆者注）に服する。」

二七九条「<sup>1</sup>法廷執行吏証書は、二六六条に規定されている差押証書に続く最初の執務日に債務者に送達される。<sup>2</sup>その項目には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①差押証書の通知。②差押えが実施される基礎となる裁判官の許可（書）または名義の記載。これらの文書は証書に添付される。しかしながら、それが、公証人作成の債務または国家、地方公共団体もしくはそれらの公施設の債権に関するものであるときは、その名義の日付、種類および債務額のみが記載される。③その求めに応じて、法廷執行吏の立会いがない場合は、金庫への接近が債務者に禁止される、旨の言及。

④差押えの有効要件が具備されていない場合には、その住所地の執行裁判官にその取消しを申し立てうる債務者の権利の明白な記載。⑤二一〇条～二一九条の転載。」

二八〇条「いつ何時でも、債務者は、法廷執行吏立会いのもとに金庫を開くことを申し立てることができる。<sup>2</sup>法廷執行吏は、この場合、保全的に差し押さえられたりまたは取戻差押え *saisie-revendication* 名義で捕捉された財産の詳細な財産目録を作成する。これらの財産は、直ちに、法廷執行吏または協議による一致がない場合は申請に基づいて差押地の執行裁判官により任命される係争物保管人の管理下に置かれるべく、運び出される。必要がある場合は、法廷執行吏は、九〇条に規定されている要件のもとに、金庫から取り出した物を写真に撮ることができる。<sup>3</sup>差押証書の写しが、差押えの実施に関する異議がなされるべき差押地の執行裁判官の、無効の制裁のもとになされる、表示とともに、債務者に交付されまたは送達される。<sup>4</sup>その後、場合により、動産の保全差押えについてまたは取戻差押えについて定められるところに従って、手続が行われる。」

二八一条「<sup>1</sup>金庫の賃貸借契約解除の場合には、金庫の所有者は、直ちにその旨を法廷執行吏に通知する。<sup>2</sup>法廷執行吏は、債務者に対し、金庫を開くために、欠席または開くことを拒否した場合には、それは力づくでかつその負担で行われるという警告付で、指定された場所および日時に、本人自身でまたはその代理人により出席すべき催告書を送達する。金庫を開くことは、催告書の送達から一五日の期間満了前には、行うことができない。ただし、債務者は、より早い日時にそれが行われるよう申し立てることができる。<sup>3</sup>それには、二六九条一項および三項ならびに二七〇条～二七二条の規定（金庫内に置かれた財産の競売差押えに関する一部規定―筆者注）が準用される。」

二八二条「<sup>1</sup>その財産が既に金庫から取り出された時に執行名義を取得している債権者は、その名義が債権の存在を公証している場合には二二六条～二三三条の定めるところに従って、またはその名義が被差押財産の交付または返還を命じている場合は一六三条の規定（被差押財産の引渡執行に関する準用規定―筆者注）に従って、手続を行う。<sup>2</sup>金庫が未だ開かれていない場合は、場合により、二六八条～二七四条または二七五条～二七七条の規定（金庫内に置かれた財産の競



売差押えおよび掌握差押え *saisie-appréhension* に関する規定——筆者注」が準用される。」

〔参考〕本稿に関連する重要な条文として、別稿「フランスにおける仮処分」(注(3) 参照)を補充する意味でも、当初、改正法の成立により廃止されるものと思われていた (P. DELEBEQUE, *op. cit.*, Fasc. 2, n° 1 参照) わが国でいう「有体動産に対する係争物に関する仮処分」に相当すると思われる手続 (取戻差押え *la saisie-revendication*) に関するデクレの該当部分を抄訳して、参考に供することとしたい。

〔第六編・有体動産に対する…取戻差押え〕

〔第二章・取戻差押え〕

一五五条「有体動産の引渡しまたは返還を要求することに外見上根拠を有する *apparentement fondé* 者はすべて、その引渡しを予定して、取戻差押えの方法で、それを処分不可能とすることができる。<sup>2</sup> 一九九一年七月九日法律六八条に規定されている場合を除いて、申請に基づいて交付される裁判官の事前許可が必要である。<sup>3</sup> 許可を与える命令には、差し押さえられる財産とともに、それを引き渡しまたは返還する義務を負う者の同一性が表示される。」

一五六条「取戻差押えの有効性は、保全差押えに関する二二一条および二二三条と二二六条に定められた要件に服する。<sup>2</sup> これらの要件が具備されない場合は、差押えの取消しが、いつ何時でも、一九九一年七月九日法律六八条がこの措置が裁判官の許可なしになされることを認めている場合であっても、命じられることができる。<sup>3</sup> 取消しの申立ては、その差押えを許可した裁判官に対してなされる。差押えが事前の許可なしになされた場合は、その申立ては、被差押財産を引き渡しまたは返還する義務を負っている者の住所地の執行裁判官に対してなされる。しかしながら、差押えの基礎（となる権利）が、商事裁判所の管轄に属する場合は、取消しの申立ては、すべての訴訟に先立って、この同じ地の商事裁判所長に対してなされることができる。<sup>4</sup> 取消しの裁判は、その告知 *notification* の日から効力を生じる。」

一五七条「その他の異議、とくに差押えの執行に関するそれは、被差押財産の所在地の執行裁判官に対してなされる。」  
 一五八条「裁判官の許可または一九九一年七月九日法律六八条に記載されている名義の一つの提示に基づいて、いたるところで、財産のすべての所持者のもとにおいて、取戻差押えの手続が行われる。<sup>2</sup>差押えが財産の所持者である第三者の住居に使用している建物内で実施される場合は、裁判官の特別の許可が必要である。」

一五九条「<sup>1</sup>法廷執行吏は、この財産が先行する差押えの対象となつてゐる場合には、それを彼に告知し、必要な場合には、彼にその調書を提供すべき義務のあることを財産の所持者に改めて伝えた後、差押証書を作成する。<sup>2</sup>この差押証書には、無効の制裁のもとに、つぎの事項が含まれる。①差押えが実施される基礎となる裁判官の許可(書)または名義の記載。これらの文書はこの証書に添付される。しかしながら、それが、公証人作成の債務に関するものであるときは、その名義の種類のみが記載される。②被差押財産の詳細な表示。③所持者が立ち会つてゐるときは、同じ財産上の先行する差押えについての彼の申述。④被差押財産が所持者の管理下に置かれること、それらが、九一条二項に規定されている場合を除いては、刑法四〇六条に規定されている刑罰の制裁のもとに、譲渡されることも、移動させることもできないこと、そして所持者は同じ財産上に差押えの手続を行おうとするすべての債権者に取戻差押えを知らせる義務を負つてゐること、の明白な記載。⑤一五六条三項に基づいて管轄裁判官に、差押えの有効性について異議を述べたその取消しを申し立てうる権利の、明白な記載。⑥差押えの執行に関する異議がなされるべき裁判機関の表示。⑦必要な場合には、差押えの実施に立ち会つた者の氏名および職業の表示。(この場合)これらの者は、その原本および写しに署名しなければならぬ。拒絶の場合には、証書中にその旨が記載される。⑧刑法四〇六条に定められている制裁の指示を伴つた、同法四〇〇条三項の転載、および本デクレの一五五条と一五六条そして二二一条および二二三条―二二六条の転載。<sup>3</sup>九〇条の規定が準用される。」

一六〇条「<sup>1</sup>差押証書は、一五九条(二項)の四号および五号でもたらされる記載を口頭で彼に改めて伝えらうとて、所持者に交付される。証書にその旨が記載される。<sup>2</sup>差押えが財産の所持者である第三者のもとで実施された場合は、そ

の証書は、遅くとも八日の期間内に、それを引き渡しまたは返還する義務を負っている者にもまた送達される。<sup>3</sup>原本と同様に署名がなされる証書の写しが、直ちに彼に交付される。この交付は、送達と同様の効力を有する。<sup>4</sup>所持者が差押えの実施に立ち会わなかった場合は、彼が先行する差押えの存在に関するすべての情報を法廷執行吏に知らせかつ法廷執行吏にその調書を提供するための、八日の期間を彼に与えたうえで、証書の写しが彼に送達される。」

一六一条「いつ何時でも、執行裁判官は、申請に基づいて、彼が任命する係争物保管人への財産の引渡しを許可することができる。」

一六二条「<sup>1</sup>所持者が被差押財産の上に固有の権利を主張する場合は、差押えの際にそれを申述したのでない限り、彼はそれを受取通知付き書留郵便により法廷執行吏に通知する。一ヶ月の期間内、差押債権者は、所持者の住所地の執行裁判官に異議を申し立てることができる。<sup>2</sup>その財産は、その手続期間中は処分不能なままである。<sup>3</sup>一ヶ月の期間内に異議がない場合は、処分不能は解消する。」

一六三条「取戻差押えを実施した者が被差押財産の引渡しまたは返還を命じる執行名義を有するときは、その執行名義が裁判官の差止命令 *injonction* に由来する場合には、一五四条二項および三項の特別規定（差止命令に基づく掌握差押えにおける事前の催告不要の場合および自動車に関する規定―筆者注）を留保して、一四一条―一四八条（引渡し義務を負っている者および第三者のもとにおける掌握手続に関する規定―筆者注）の定めるところに従って、手続が行われる。」